

## 議事録

### ○岡山県南広域都市計画道路の変更について

(会 長)

- ・今回削除する区域の土地については、旧地主に買取ってもらうのか。

【事務局】

- ・今回削除する区域は、都市計画決定はしているものの、実際道路にはなっていない区域であり用地買収は行っていない。それぞれの地権者が持っている状態。

(会 長)

- ・都市計画決定をしたからと言って、全ては買取っていないのですね。

(委 員)

- ・削除する区域は、現状はどういう状態か。法面か田んぼか？

【事務局】

- ・都市計画決定をした時は、法面を見込んで都市計画決定のラインを決めていたが、施工方法が変わったことにより区域が狭まった。

(委 員)

- ・前川河川公園の辺りの道路の北側法面は、道路の区域のように見えるが都市計画決定の中に入っていない。ここが今後変更になることはあるのか。

【事務局】

- ・都市計画決定をした道路のラインは図面の赤線ラインであり、法面部分を加えて都市計画決定をする変更予定はない。

(委 員)

- ・この部分について、図面上は道路が随分狭くなっているように感じる。本当にこの幅で問題ないのか。

【事務局】

- ・当初は、土羽での仕上げを想定した区域となっていたが、施工方法の変更により現状のようになった。今後区域を広げることはない。

(委 員)

- ・現状は問題ないということだが、このような齟齬が起きた理由は何か。

【事務局】

- ・当初は、土羽仕上げとしていたところが、造成工事等により法面がいなくなったことが主な要因である。

(会 長)

- ・金井戸から西も今後変更の可能性はあるのか。

【事務局】

- ・変更の可能性はありうる。

(会 長)

- ・公聴会はなぜ中止になったのか。

【事務局】

- ・意見書の提出がなかったためである。

(会 長)

- ・資料の各種協議の中で、国土交通省とも協議をしているということか。

【事務局】

- ・都市計画決定は岡山県なので、岡山県が国土交通省と協議をしている。

(会 長)

- ・それでは意見が他にないようですので、原案通りとしてよろしいか。

(委 員)

- ・了承。

(会 長)

- ・それでは原案通りとします。